

## 県外産業廃棄物搬入に係る誓約書

届出者は、県外産業廃棄物を搬入するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

- 1 届出の内容を遵守し、県外産業廃棄物を適正に処理すること。
- 2 搬入する県外産業廃棄物の種類及び性状が届出の内容と異なる場合は、当該県外産業廃棄物を撤去するなどの方法により、直ちに届出の内容に沿うよう適正な処理を行うとともに、県外産業廃棄物の搬入を停止すること。
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況を、4月から9月までの間における搬入にあつては10月末日までに、10月から翌年3月までの間における搬入にあつては4月末日までに、県外産業廃棄物搬入実績報告書（大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（第10号様式）を大分県知事に提出して報告すること。

年 月 日

大分県知事

殿

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)